

「選ぶのは県産品」地産地消推進事業運営業務仕様書

1 目的

県内生産者の所得向上と域内消費の拡大を促進するため、県民の「県産品を選ぶ意識」の醸成や県内飲食店等における県産食材の取扱拡大を図る「選ぶのは県産品」地産地消推進事業を展開する。

2 委託業務名

「選ぶのは県産品」地産地消推進事業運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) 青森県産品愛用応援キャンペーンに関する業務

青森県産品愛用応援キャンペーン実施協議会と県が共催する「青森県産品愛用応援キャンペーン」(実施期間は9月1日から11月末までの間で実施協議会が定める期間とする。)について、次の業務を行う。

ア ポスター（A2）とチラシ兼応募台紙（A6）の製作及び印刷・発送

ポスターを1,800部程度、チラシ兼応募台紙を176,000部程度製作し、令和8年8月下旬までに参加店舗（200店舗程度）のほか、国スポ・障スポ競技会場（110か所程度）へ発送すること。

イ 国スポ・障スポ応援企画の実施

大会を盛り上げる応援メッセージ等をSNSで投稿した方へのプレゼント企画を実施すること。

ウ 広報活動

テレビパブリシティなどにより参加店や応募件数を増やす取組を企画し、実施すること。

エ 抽選

応募台紙、ハガキ、ウェブ、SNS投稿から抽選を行い、当選候補者（900名程度）を選定し、リストを県に提出すること。（県が当選者を決定する）

オ 景品の購入及び当選者への発送

景品は県と協議して決定したもの（県産米2kgを180名分、あおもり和牛5,000円程度20名分を想定）を購入し、当選者に発送すること。また、協賛企業が提供する商品券等を当選者（370名程度）に発送すること。

※なお、本キャンペーンの事務局業務、ウェブ応募フォームの制作及び応募件数集計業務は含まない。

(2) 県産品の認知度向上と県民の「県産品を選ぶ意識」の醸成に向けた情報発信

県民一人ひとりが県産品を意識して購入することが本県の雇用創出や経済の発展につながることをSNS広告等を活用して発信する。

ア プレゼントパブリシティによる県産品のPR

県産食材の知名度向上並びに調理方法等の理解促進と消費拡大を図るため、テレ

ビパブリシティ等による視聴者プレゼントを実施すること。

※県産食材は県と協議して決定する（階上アブラメ、郷のきみ等3品以上）。

イ SNS広告（Facebook/Instagram/YouTube）

県が提供する動画をSNS広告として配信すること。

（ア）配信する動画 消費者編（48秒）及び生産者編（42秒）の2本

（イ）配信時期 令和8年9月～10月（各月1回以上配信する）

（3）地産地消メニュー等の食材提案

県産食材を使用した飲食店のメニューや小売店等のお惣菜の提供機会を増加させ、県産品の消費拡大を図る。

ア 産地訪問の実施

県内飲食店、スーパー惣菜部門等を対象に県産食材の特長やストーリー性などについて理解を深める勉強会を企画し、開催すること（異なる食材で2回以上）。

イ 新メニューの試食会

県内のシェフが考案する地産地消メニューを飲食店、スーパー等で提供できるように調理方法等を共有する試食会を開催すること（異なる食材で2回以上）。

※食材は県と協議して決定する（キンメダイ、とわだ短角牛等を想定）。

5 成果品

本業務で作成したポスター等の制作物データなどを取りまとめた実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 著作権

- （1）受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
- （2）成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- （3）（2）において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- （4）受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

7 その他

- （1）委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- （2）委託業務の最終的な企画は県が決定するものとし、業務の実施に当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- （3）本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があることから、関係書類は令和14年3月末まで保管すること。